平成２２年（フ）第３７８号
兵庫県芦屋市上宮川町５番５―203号
債務者　矢野　美華
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３号
和歌山県日高郡日高町大字萩原884番地、前住所大阪府東大阪市長堂１丁目21番18号
債務者　細川　純子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第８１号
北海道苫小牧市明野新町４丁目３番２号
債務者　岩島　哲也
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第８９号
北海道苫小牧市美園町２丁目２番１号　苫小牧平成３―205号
債務者　辨野淳一郎
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４０７号
仙台市宮城野区新田４丁目18番12―312号
債務者　加藤　利明
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
仙台市若林区遠見塚２丁目31番23号
債務者　猪又科津彦
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
仙台市泉区市名坂字鳥井原92番地　グレートハイツＳ105
債務者　氏家　利美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
仙台市宮城野区福田町２丁目32番20―1303号
債務者　三浦　一彦
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６０４号
仙台市宮城野区蒲生字南城道田１番地の10
債務者　大内　良子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６０号
宮城県気仙沼市唐桑町欠浜46番地10
債務者　三上　百合
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第２０５号
岐阜市宇佐４丁目３番３―806号　ハイツ宇佐　３号棟
債務者　窪　大二郎
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２３号
神戸市長田区水笠通４丁目１番１―306号
債務者　Ｃｉｔｒｉｎこと　大沢　泉美（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１６号
神戸市長田区日吉町２丁目１番２―707号
債務者　上村実奈子（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４０号
神戸市兵庫区氷室町２丁目14番14号　矢野文化１Ｆ、従前の住所兵庫県宝塚市小林４丁目３番40号
債務者　寺沢　謙一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５９号
神戸市東灘区北青木３丁目22番13―201号、従前の住所神戸市東灘区魚崎北町５丁目２番15号
債務者　尾﨑　麻紀
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５６号
神戸市兵庫区和田宮通３丁目２番５号
債務者　笠谷　　一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目15番23号
債務者　紺屋　進一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係